

第4次下関市市民活動促進基本計画 (素案)

下関市

第 1 章 計画策定の背景と趣旨

1 計画の背景

平成 12 年の「地方分権一括法」の施行、平成 23 年の「地域主権改革一括法」の施行等により、国と地方の役割分担が明確となり、地方へ権限が移譲された分野について、個々の地域性や実情に即した行政を展開することが自治体に求められています。

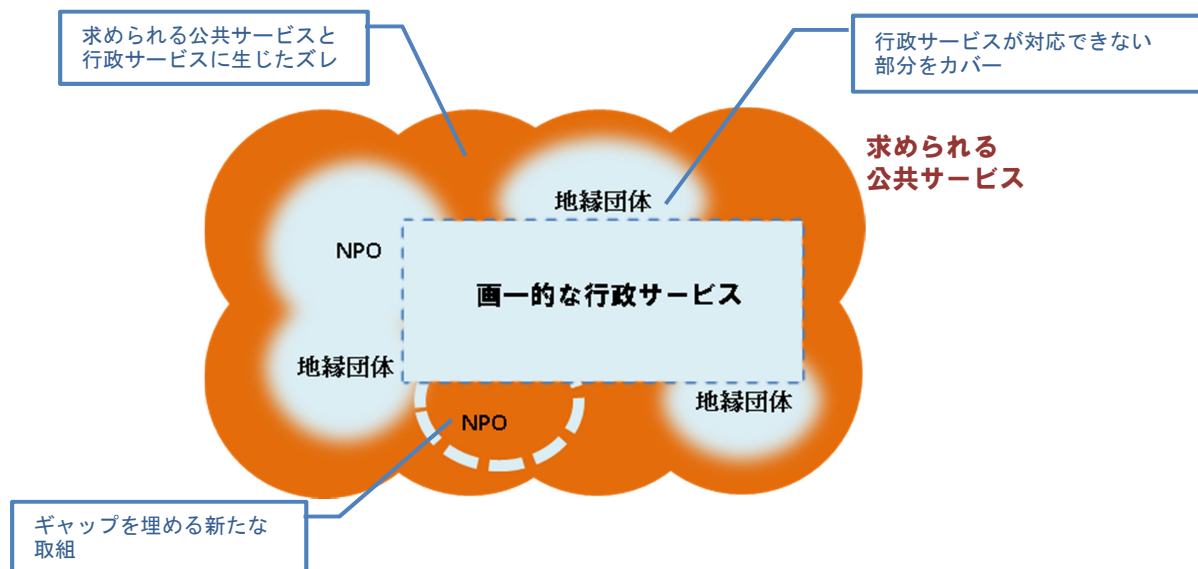
一方、核家族^{※1}世帯や共働き家庭の増加による家族形態やライフスタイルの多様化が進むとともに、生活課題は質的にも量的にも増大しており、複雑多様化する市民ニーズに対しては、個別的・具体的な対応が必要であり、公益性と公平性を前提とする画一的な行政サービスだけでは市民のニーズに対応することが困難となっています。

あわせて、本市を含む多くの地方自治体では急激な人口減少社会への移行、本格的な高齢社会の到来を迎え、それらに起因する人口構造の変化などにより、地域コミュニティの希薄化、地域の互助機能を果たしてきた地縁組織の担い手不足等多くの課題が深刻化している状況です。

さらに、近年の豪雨、地震等の大規模な自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の流行等、私たちをとりまく環境は厳しさを増しています。

このように社会情勢が変化する中、さまざまな分野で行政が対応しきれなかった面を解決していくには、NPO^{※2}や自治会等、市民活動団体の細やかで多岐にわたる行動力、先駆的に取組む機動力、地域の意見の集約力等が必要不可欠です。（図 1 参照）

行政と市民とが適正な分担と連携を行い、市政については市民の積極的な参画を促し、互いに理解し合い、市民活動が活発に行われることで、地域生活の課題解決に柔軟に対応した、より一層効果的なサービスを提供することが期待されます。



【図 1 行政サービスと公共サービス】

※ 1 核家族：夫婦とその未婚の子女からなる家族。

※ 2 NPO：民間非営利組織。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

2 計画の趣旨

本市においては、平成 17 年に「下関市市民協働参画条例」を施行し、「市民と行政のパートナーシップ※³」と「市民と市民のパートナーシップ」を2つの柱とし、協働※⁴関係の構築及びパートナーシップの確立に向けた取組を進め、「市民が主体のまちづくり」を推進してきました。

当該条例に基づき、市民活動の主体となる市民及び市民活動団体自体が、自発的・自立的な市民活動を行うための環境づくりや、「市民と市民のパートナーシップ」の確立に向けた計画として、平成 18 年に「下関市市民活動促進基本計画」を策定し、より効果的な市民活動促進策の実施と、「協働のまちづくり」の実現を目指し、平成 23 年には第2次計画を、平成 28 年には第3次計画を策定しました。第3次計画では「つながる意識 進める参画※⁵ 活きる下関（まち）」をスローガンとして、市民協働への理解促進、市民活動を支える環境づくり、協働に向けたネットワークの構築を基本方針として市民活動の促進に取組み、令和元年度に実施した市民意識調査が示すとおり、市民活動への参加人数や活動の幅は広がり、本市の住みよい環境づくりに貢献しました。しかし、一方で、地域住民のつながりの希薄化や少子・高齢化といった市民活動を取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、加えて新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化など、さまざまな課題が出てきています。

令和2年3月に本市は「第2次下関市総合計画後期基本計画」を策定しました。前期計画に引き続き、基本理念として「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」を掲げ、「市民活動の支援の推進」を施策の1つとし、その方向性として「市民活動の促進」と「地域コミュニティ組織の育成支援」を掲げています。また、同年、「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」も策定し、協働のまちづくりの目指す方向を示しました。

この度、本市における将来的なまちづくりの方向性や市民や市民活動団体を取り巻く情勢の変化に対応するとともに、生活環境を取り巻く新たなニーズに対応するべく、新たに「第4次下関市市民活動促進基本計画」を策定します。

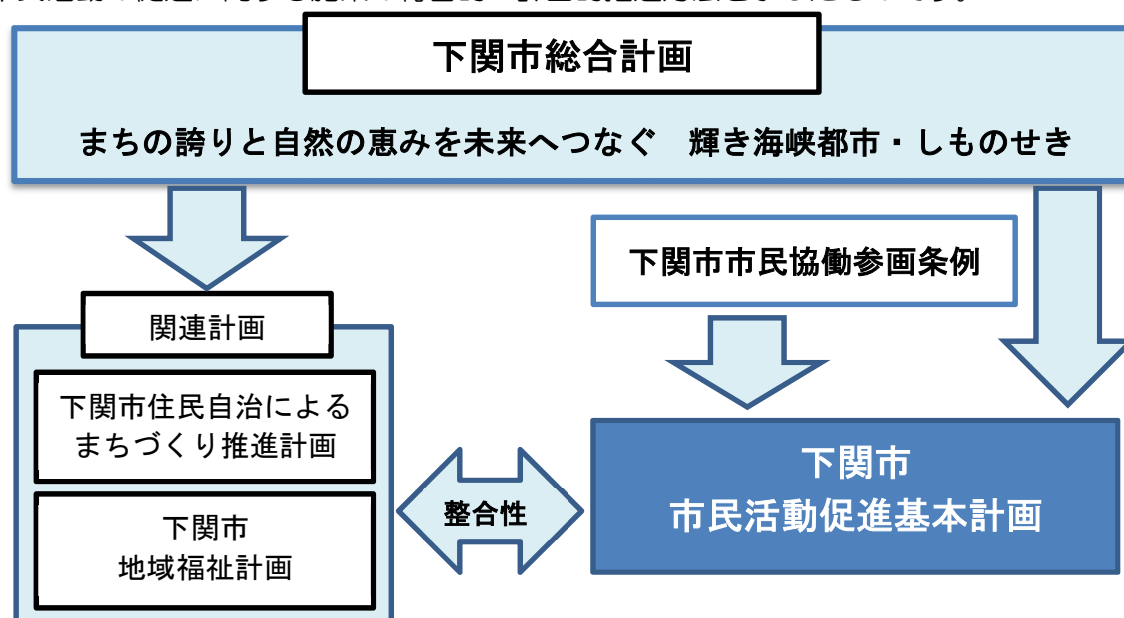
※3 パートナーシップ：協働を実現するための友好的な協力関係。

※4 協働：共通の目的を達成するために、互いの立場の違いを認識し、協力して行動すること。

※5 参画：市民及び市民活動団体が市の施策の立案、実施及び評価の各段階に自発的かつ自立的に関わること並びに市民等がまちづくりのために協働すること。効果的な市民参画の実現手法として「説明会の開催」「アンケートの実施」「ワークショップの開催」「審議会の設置」「パブリックコメントの実施」が挙げられる。

3 計画策定の位置付け

本計画は、「下関市市民協働参画条例」を根拠とし、上位計画である「下関市総合計画」や、関連計画である「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」等を踏まえ、下関市における市民活動の促進に関する施策の総合的・計画的推進方法を示したものです。



【図2 計画の位置付け】

【参考】

○本計画と下関市住民自治によるまちづくり推進計画との共通点

行政のみでなく、市民、地域コミュニティ※⁶、NPO等の多様な主体が連携して、本市における課題やニーズを発見し対応することを目指す点が共通している。

○本計画と下関市地域福祉計画との共通点

福祉分野において隣近所の住民同士や友人、知人との助け合いや、自治会や民生委員、NPO、事業者、社会福祉協議会などの地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決する共助※⁷の取組を支援する点で共通している。

また、平成27年（2015年）に「SDGs（持続可能な開発目標）※⁸」が国連サミットで採択され、下関市総合計画の中で各分野における施策の推進にあたり、その理念を念頭において取組んでいくことが重要であるとされており、「市民活動の支援の推進」と関連する「包括的で安全かつレジリエント※⁹で持続可能な都市及び人間居住を実現する」「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する」といった目標を念頭に取組を進めてまいります。

※6 コミュニティ：人々が共同体意識をもって生活を営む一定の地域、及びそれらの人々の集団。

※7 共助：自分だけでは解決や実行が困難なことについて、地域や身近にいる人たちがともに取り組むこと。

※8 SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成される。

※9 レジリエント：復元力・弾力性（≡状況に適應する能力）

●下関市住民自治によるまちづくり推進計画との関係

本市では、「下関市市民協働参画条例」により、市民活動を「自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、（中略）地域社会の維持及び形成を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義しており、その活動や目的を特定の地域に限定していません。市民活動は、本市における各地域はもちろん、本市全体が抱える社会的な課題を取り上げ、その問題解決に取り組む活動と位置づけています。

令和2年度よりスタートした「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」では、各地区で設立された「まちづくり協議会」を市民が様々な活動を展開する場ととらえ、市民が自主的に地域の特性を活かした活動を推進するよう、積極的に支援していくこととしています。まちづくり協議会は、地区全体で身近な地域課題の解決方法を考え、地区の実情に沿って解決していく仕組みであり、また、様々な団体の集うテーブルであることから、多様な分野にスポットをあてた市民活動を行っています。本計画と下関市住民自治によるまちづくり推進計画は行政のみならず、市民、地域コミュニティ、NPO 等の多様な主体が連携して、本市における課題やニーズを発見し対応することを目指す点で共通しており、相互支援していくことが望まれます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

5年間という期間設定については、市民活動を取り巻く社会情勢が変化し続けていることを踏まえ、中期的な展望で策定したものです。また、状況の変化に適合させるため、必要に応じて計画の期間内に見直しを行います。

令和6年度以降については、それまでの間の支援策の効果や市民活動の状況を鑑み、次期計画を検討する中で取り組むべき課題と具体的施策の見直しを行います。

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計 画	第1次下関市総合計画			第2次下関市総合計画										
	第2次下関市市民活動促進 基本計画				第3次下関市市民活動促進 基本計画					第4次下関市市民活動 促進基本計画				
				第1次下関市住民自治によるまちづくり 推進計画					第2次下関市住民自治による まちづくり推進計画					
		第2期下関市地域福祉計画					第3期下関市地域福祉計画							

【図3 関連計画の計画期間】

5 計画の対象区域

本計画の対象区域は、原則として下関市域とします。

また、本市の中核市としての役割及び市域を超えて展開している市民活動の実態を考慮し、より広域的な対応に配慮します。

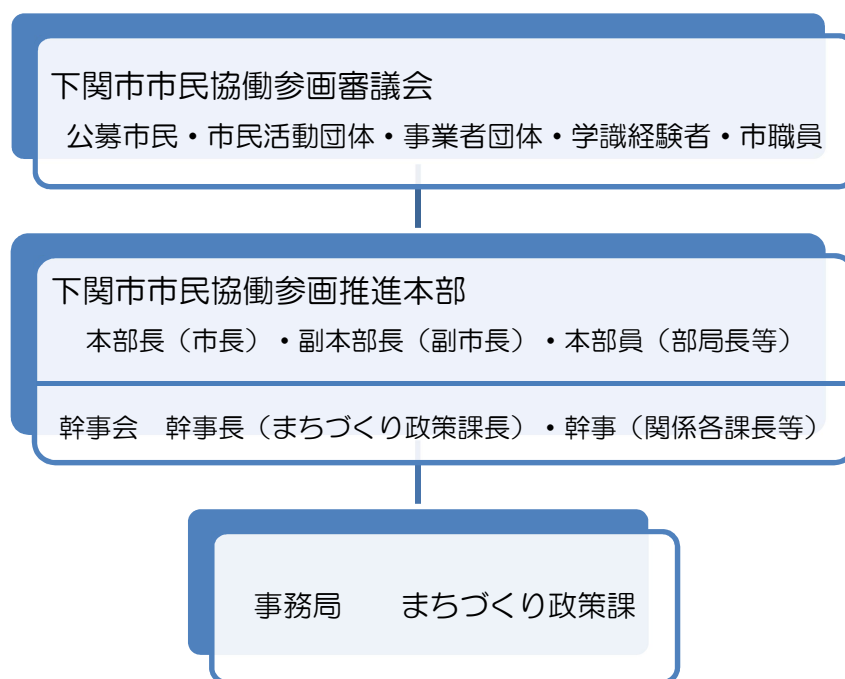
6 計画の策定体制

(1) 下関市市民協働参画審議会

本計画は、学識経験者、市民活動団体関係者、公募委員（市民）から構成される「下関市市民協働参画審議会」において、市民の立場や専門的な分野等から総合的に検討を進めました。

(2) 下関市市民協働参画推進本部

市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、市民活動促進諸施策について検討・調整を行いました。



【図4 計画の策定体制】

（３）市民の意識、市民の意見

市民協働参画に対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握するため、市民協働参画に関する意識調査を実施しました。

また、より幅広い市民の意見を聴取するため策定過程においては計画案を公表し、パブリックコメント※¹⁰を実施しました。

●市民協働参画に関する意識調査

本計画の策定にあたり、市民協働参画に対する市民や市民活動団体の考えや、活動への参加の状況を把握し、今後の市民活動推進のための基礎資料とするために、令和元年度に市民協働参画に関する意識調査を実施しました。

【表１ 令和元年度市民協働参画に関する意識調査 概要】

調査対象	市民	市民活動団体
	下関市に居住している満20歳以上の市民	しものせき市民活動センターに登録している団体
抽出方法	無作為抽出	全数調査
配布数	2,500	247
回収数（有効回収率）	731（29.2%）	133（53.8%）
調査方法	郵送法・無記名方式	
調査期間	令和元年12月28日～令和2年1月17日	

●パブリックコメント

本計画を策定するに当たり、市民から意見を求めるため、策定過程で計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

【表２ パブリックコメントの実施状況】

募集期間	令和2年10月5日～令和2年11月6日
閲覧場所	まちづくり政策課 本庁舎 本庁管内各支所 各総合支所 市ホームページ しものせき市民活動センター（ふくふくサポート） 下関市民センター 下関市立中央図書館

※¹⁰ パブリックコメント：市民参画の手法の一つ。市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を市民に公表し、これに対する市民の意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民の意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続きのこと。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本姿勢

(1) 市民及び市民活動団体の自主性・主体性を尊重した、市民活動の促進や環境づくりのために市が策定する計画であること

市民活動は市民の自主的・主体的な活動を基にしており、その独自性や自立性を尊重しつつ、人材面や資金面等について行政が支援することで、発展を促進することができると思います。

市民と市民活動団体のニーズや意見を踏まえ、継続的な市民活動とその発展に資する効果的な支援策について検討します。

(2) 「市民と市民のパートナーシップ」の発展に向けた計画であること

これまでの取り組みの中で市民の一定の理解を得ており、市民のまちづくりへの参画を促す「市民と市民のパートナーシップ」はある程度確立されています。次のステップとして、その発展が望まれており、市民がまちづくりの主役であるという市民参画に対する市民意識の醸成及び広く、多くの市民が参画しやすい環境づくりに資する計画です。

(3) 市民意見を踏まえた計画であること

本計画は、意識調査、市民活動団体の意見、パブリックコメント等市民意見の聴取に努めた結果、並びに「下関市市民協働参画審議会」からの答申を踏まえ、策定した計画です。

2 「協働のまちづくり」の主体とその役割

「下関市市民協働参画条例」に基づき、それぞれの協働の担い手に対する考え方をまとめると、次のとおりです。

（１）市民の責任と期待される役割

- 市民参画に関する理解を深める
- 自らのできることを考え、進んでまちづくりに参加する
- 自発的・自立的に市民活動の発展及び促進に努める

（２）市民活動団体の責任と期待される役割

- 市民活動を組織的かつ継続的に行う
- 組織や活動に関する情報提供に努める
- 自らの活動の公益性を証明する
- より多くの市民の力を結集し、地域の課題解決に取り組む

（３）行政の責任と期待される役割

- 行政の施策立案から評価までの過程において市民参加が得られるように努める
- 活動場所、人材育成、情報提供や財政支援など市民活動を促進するための環境整備に努める
- 市民と市民活動団体の自主性を尊重する
- 市職員への市民協働参画に関する啓発や研修を実施する

（４）事業者期待される役割や配慮等

- 市民参画、市民活動への理解を深める
- 社会貢献活動等を通じて公共の新たな担い手となる
- まちづくりへの人材（従業員等）、活動の場所や資金の提供に努める

第3章 第3次計画の取組と評価

1 第3次計画のスローガンと目標

第3次計画では『つながる意識 進める参画 活きる下関（まち）』をスローガンに、
○情報提供及び共有の場をつくり、市民活動・協働参画への意識を高めること、
○市民と行政、市民と市民のパートナーシップの確立に向けた取組の推進、
○市民が主体のまちづくりを進め、市民の力が活きる下関（まち）
の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定し、基本
方針ごとに成果指標を定めました。

2 第3次計画の基本方針と成果指標達成度

第3次計画において定めた基本方針と成果指標、その達成度について整理しました。

未達成となった項目としては、市民協働への理解促進のうち「市政への参画・認知度」「しものせき市民活動センター登録団体数」、市民活動を支える環境づくりのうち「しものせき市民活動センターの利用・認知度」、協働に向けたネットワーク構築のうち「市民活動のネットワーク化の促進施策数」、「中間支援団体^{※11}数」となっています。

※11 中間支援団体：市民活動を促進するべく、市民活動団体の支援や市民活動に関する社会環境について調査、研究などを行うことを目的とした団体。

基本方針１ 市民協働への理解促進

【施策の展開方向】

市民活動を促進する情報の収集及び提供

○市民協働参画や市民活動についての情報を、さまざまな広報媒体によって広く市民に紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて、理解や関心を深めます。
○多様化するライフスタイルに応じた情報提供や活動参加支援を行い、若い世代の市民活動への参加、協働に対する関心の向上を促します。

成果指標	平成 26 年	第 3 次 計 画 目 標 値	現状値 (令和 2 年)	評価
市民協働参画 (パートナーシップ) 認知度	知っている 10.6%	知っている 15%	知っている 21.3%	達成
市政への参画の 経験	参画したことがある 9.1%	参画したことがある 15%	参画したことがある 13.8%	未達成
しものせき市民 活動センター 登録団体数	254 団体	260 団体	254 団体	未達成

市政への参画・認知度については目標達成に至らなかったものの、平成 26 年時点の値と比較し上昇傾向にあることから、これまでの取組を継続していくことが重要だと考えます。

しものせき市民活動センター登録団体数については、実態に即すよう、3 年間継続して活動が確認できない団体は登録を抹消する取り扱いとしたことから減少傾向にありましたが、指定管理者制度^{※12}を導入した後増加しています。

※12 指定管理者制度：地方公共団体が設置する公の施設の管理運営を法人、民間事業者、NPO 等に委ねることを可能とする地方自治法上の制度。公の施設の管理運営に民間の能力を活用することで、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上と経費の節減等を図り、政策目的を達成するための手法の一つ。

基本方針２ 市民活動を支える環境づくり

【施策の展開方向】

市民活動の場の提供

市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

○市民活動団体が活動を続けていくための、施設利用・人材育成・財政的側面について支援を行います。

○活動にあたって、市民活動団体の要望や課題を解決するための相談体制を充実します。

○市民と市民活動団体、市民活動団体同士の交流の機会を創出し、市民活動を支える人材の育成支援を行います。

成果指標	平成 26 年	第 3 次 計 画 目 標 値	現状値 (令和 2 年)	評価
市民活動団体等 と協働を行った 施策数	59 施策	70 施策	73 施策	達成
しものせき市民 活動センターの 利用・認知度	利用したことがある 4.1% 知っている 7.4%	利用したことがある 10% 知っている 20%	利用したことがある 5.9% 知っている 10.3%	未達成
市民活動への 参加	参加したことがある 29.3%	参加したことがある 35%	参加したことがある 40.1%	達成
しものせき市民 活動センターの 利用数	28,239 人	29,000 人	31,210 人	達成

しものせき市民活動センターの利用・認知度については、指定管理者制度を導入し、平成 26 年時点の値に比べ上昇してはいるものの、成果指標の達成には至っておりません。引き続き指定管理者と、より利用数を増やし、認知度を上げる取組について協議しながら検討を進めます。

基本方針3 協働に向けたネットワークの構築

【施策の展開方向】

市民活動のネットワーク化の促進

○市民活動団体が市民や他の市民活動団体、行政・市民活動支援機関等とのつながりを形成し協働と連携を推進するため、それぞれを結びつけるためのコーディネーターの育成や仕組みづくりを進めます。

○さまざまな市民活動に関する情報を、各団体や自治会等地域コミュニティ、関連機関より集約し、必要な情報を得られるようにするために、しものせき市民活動センターを中心としたネットワーク構築を目指します。

成果指標	平成 26 年	第3次計画 目標値	現状値 (令和2年)	評価
市が行う 市民活動のネッ トワーク化の 促進施策数	4	10	5	未達成
中間支援団体数	2団体	4団体	0団体	未達成

市民活動のネットワーク化の促進施策（市民活動団体間の交流や、団体情報の公開等）数については横ばいで推移しており、より一層の取組が必要だと考えます。

中間支援団体数については、平成26年には2団体ありましたが、令和2年現在0団体となっています。しかしながら、今後は中間支援機能強化を目的に指定管理者制度を導入した、しものせき市民活動センターがその役割を担っていくものと考えます。

3 しものせき市民活動センターについて

第3次計画において、しものせき市民活動センターについて、民間の運営手法を活かした管理運営形態を検討することとしており、市民活動に関する知識、経験、ノウハウを持つ団体が管理することにより市民活動の拠点施設としての機能を強化するべく、平成31年4月から指定管理者制度を導入いたしました。（令和元年度から令和3年度までの基本協定を締結）

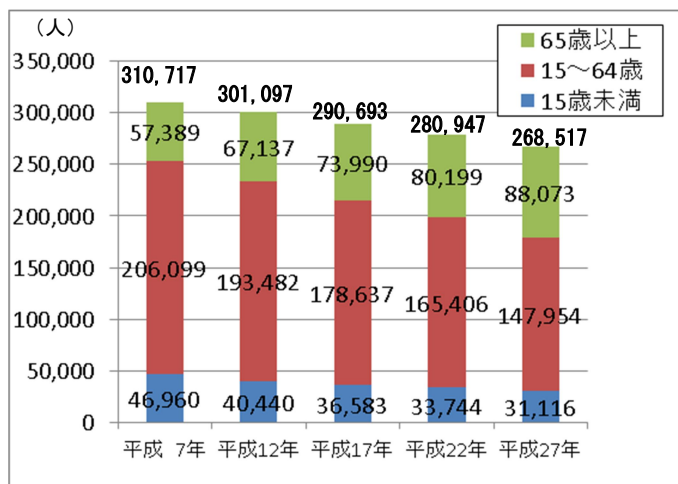
指定管理者制度の導入により、しものせき市民活動センターの認知度、利用者数、市民活動参加者数の増加等の成果が表れており、引き続き、指定管理者制度を継続していくとともに、中間支援機能を強化する取組を進め、市民活動団体が活動しやすい環境を整えていきます。

第4章 市民活動の現状と課題

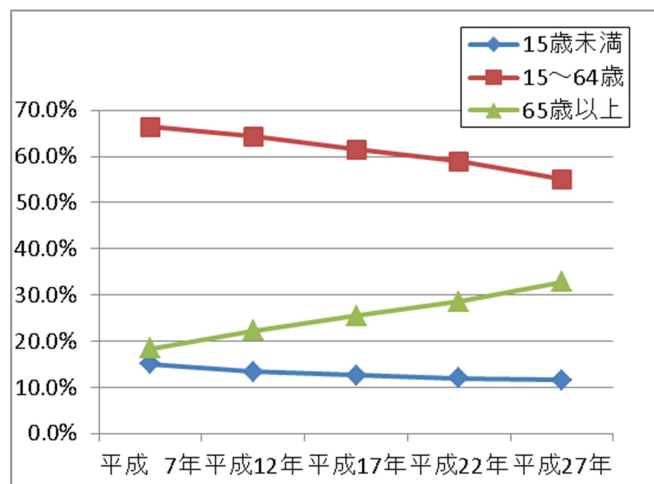
1 人口と世帯の状況

(1) 国勢調査によると、本市の人口は減少が続いており、平成27年の人口は268,517人で、前回調査（平成22年）に比べると12,430人の減少となり、減少率4.4%は過去最大となっています。また、年齢別にみると、15歳未満や、15～64歳の割合が減少し、高齢化率は30%を超えており、全国より早い速度で人口減少・少子高齢化が進んでいます。（図5、6参照）

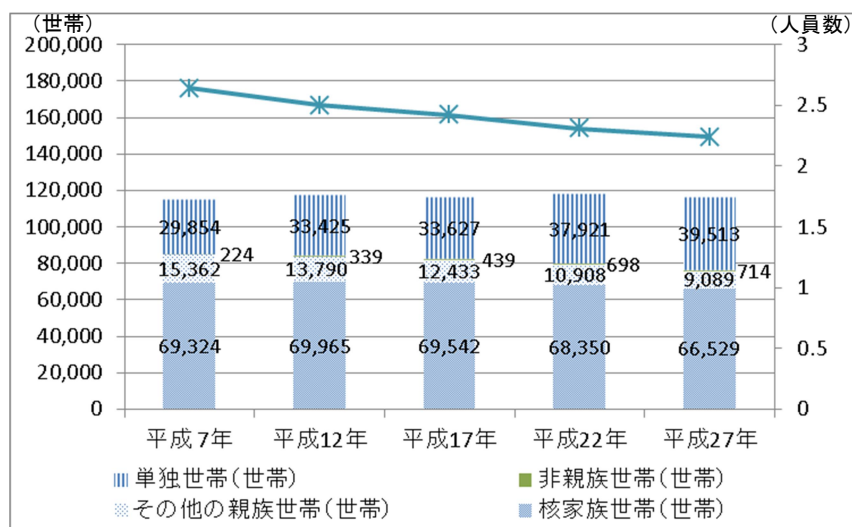
(2) 世帯数は11万6,298世帯で、前回比で1,880世帯（1.6%）減少しています。1世帯当たりの人数は2.31人となり、単身世帯の増加や核家族化がさらに進んでいるものと考えられます。（図7参照）



【図5 人口の推移】



【図6 年齢別人口割合の推移】



【図7 世帯の推移】

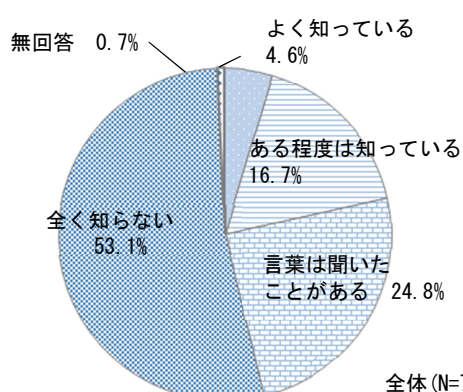
資料：国勢調査

2 市民の現状と課題

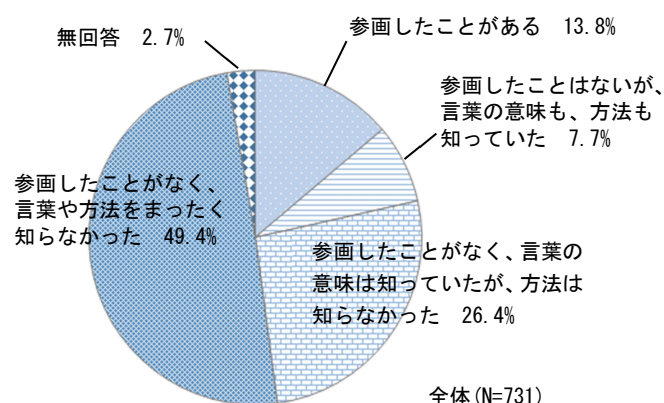
現 状

(1) 市民意識調査によると、平成26年度調査時に比べ「市民協働参画（パートナーシップ）」、「参画」の認知度は高くなっているものの（市民協働参画について「よく知っている」「知っている」と回答した人の割合 平成26年度 10.6%⇒令和元年度 21.3%）、「まったく知らない」の回答が約半数を占めており、意味や効果が広く理解されていないことが示されています。（図8参照）

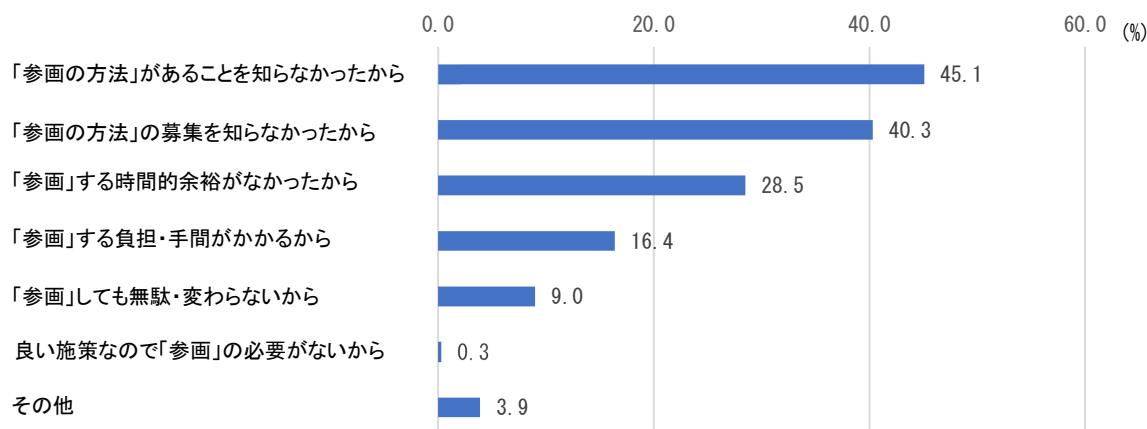
(2) 参画の経験について、「参画したことがある」市民の割合は増えている（下関市内で市政へ参画したことがある人の割合 平成26年度 9.1%⇒令和元年度 13.8%）一方、参画しなかった理由としては「参画の方法がわからない」「募集を知らなかった」「時間的余裕がなかった」との回答が多くあります。（図9、10参照）



【図8 市民協働参画（パートナーシップ）の認知度】



【図9 市政への参画の経験】

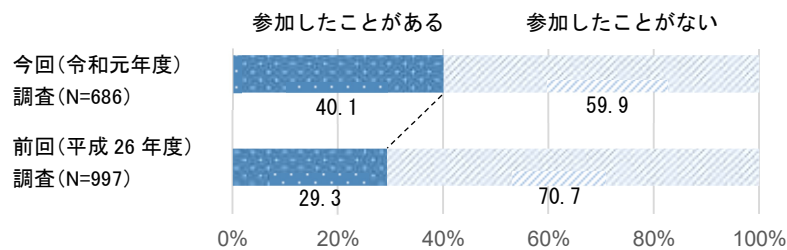


【図10 参画しなかった（できなかった）理由】

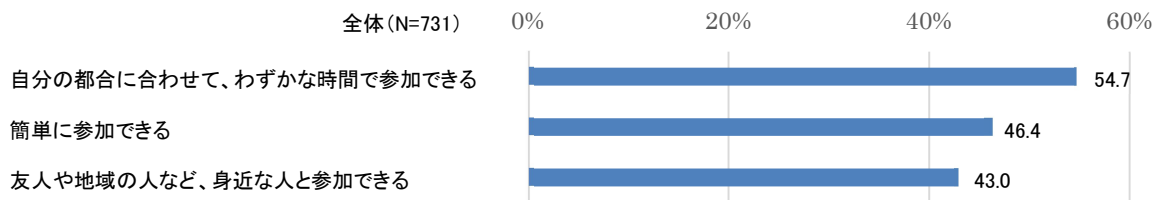
資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

(3) 市民活動に参加したことがある市民の割合は平成26年度調査時より増加しており（平成26年度 29.3%⇒令和元年度 40.1%）、活動したことがある分野は、「自治会の活動」が最も高く、次いで「子どもの健全育成を図る活動」「環境の保全を図る活動」となっています。市民活動に参加しない理由としては「きっかけがない」「時間がない」「活動内容が分からない」との回答が多くあります。（図11 参照）

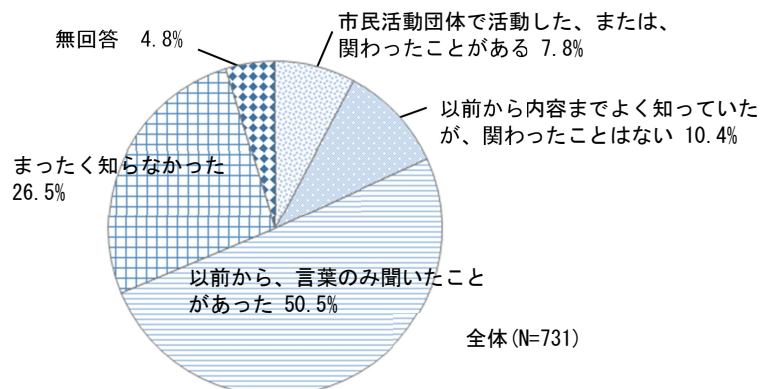
(4) 「市民活動団体」については「以前から、言葉のみ聞いたことがあった」との回答が約半数を占めており、どのような団体があってどのような活動をしているかが広く知られていないことが示されています。（図13 参照）



【図11 市民活動の経験】



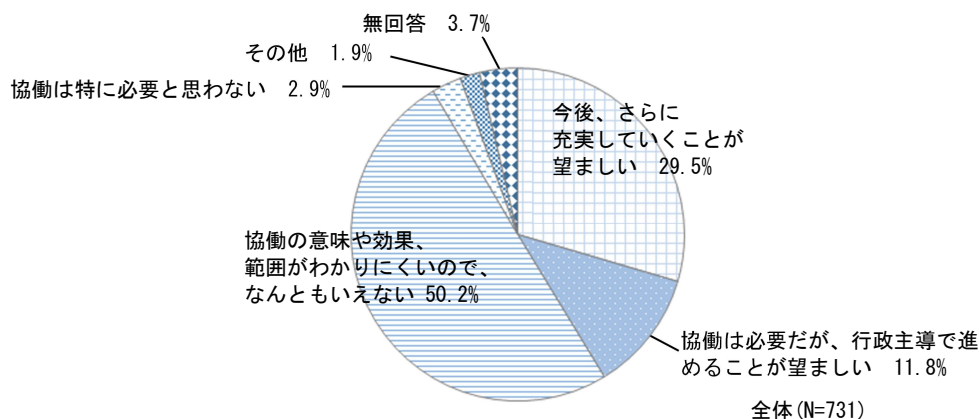
【図12 市民活動に参加できる（しやすい）条件（3項目のみ）】



【図13 市民活動団体の認知度】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）
下関市市民協働参画に関する意識調査（平成26年度）

(5) 市民と行政の協働のまちづくりについては「協働の意味や効果、範囲がわかりにくいのでなんともいえない」の回答が最も多く、次いで「今後、さらに充実していくことが望ましい」との回答が多くあり、協働のまちづくりの意味や効果について理解されていない一方で、重要だと考える市民の割合が大きいことが示されています。(図 14 参照)



【図 14 市民と行政の協働のまちづくりについて】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

主要な課題

・市民協働の意味や効果について理解を深める

市民協働参画については一定の認知はされているものの、その意味や効果について理解を深めていく必要があります。

参画する制度の周知や、市民参画の結果、施策に反映された内容が公開されることが重要です。

・市民活動に参加しやすい環境づくり

年齢、性別、職業等のライフスタイルに関わらず、誰もが市民活動に参加しやすい環境づくりが望まれます。

・市民活動団体の周知、理解

市民活動団体について市民へ周知し、理解を深めることが望まれます。

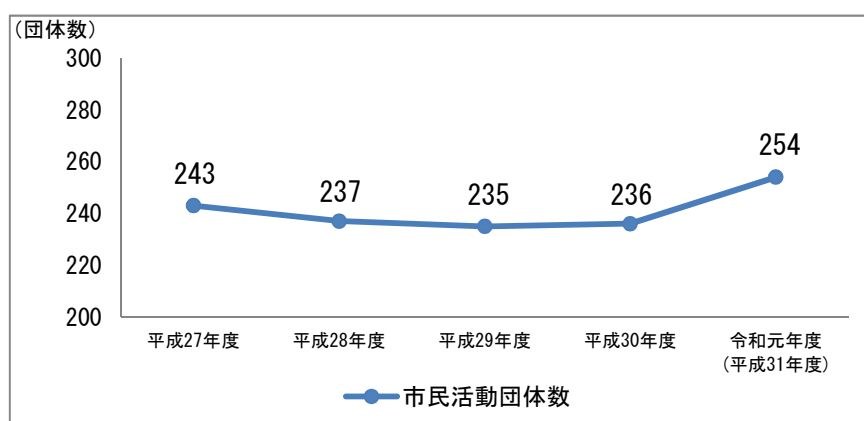
3 市民活動の現状と課題

現 状

(1) 市民活動センターに登録している市民活動団体は、平成 23 年度から平成 29 年度まで減少傾向にありました（平成 23 年度 315 団体⇒平成 29 年度 235 団体）。減少の主な理由は、活動実績のない団体の登録を抹消する取扱いとしたことによるものです。平成 31 年 4 月には指定管理者制度を導入し、登録団体は 254 団体に増えています。

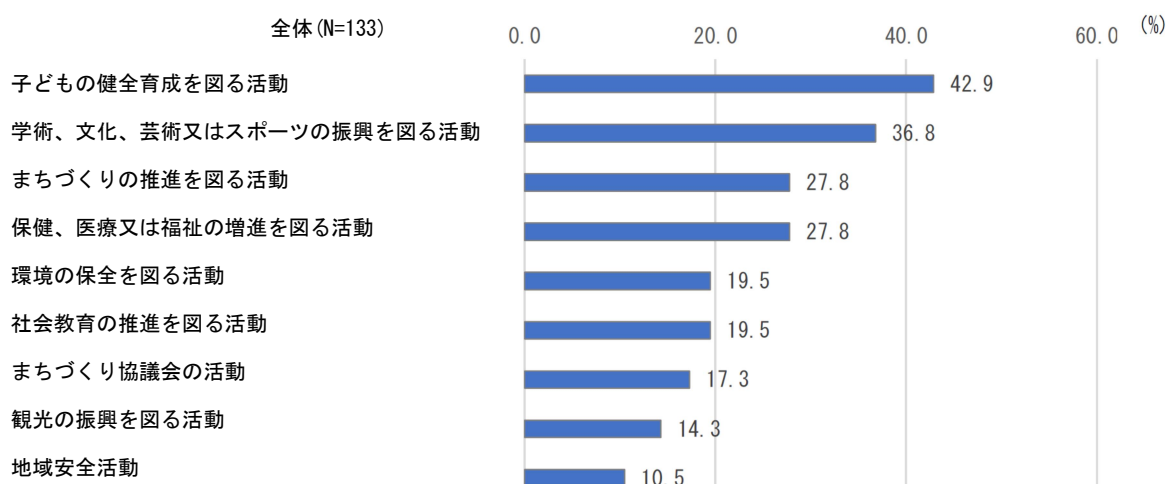
(図 15 参照)

(2) 令和元年度の市民意識調査によると、活動する分野は、「子どもの健全育成を図る活動」が 42.9%と最も多く、ついで「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」が 36.8%となっています。（図 16 参照）



【図 15 市民活動団体数】

資料：令和元年度（平成 31 年度）市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

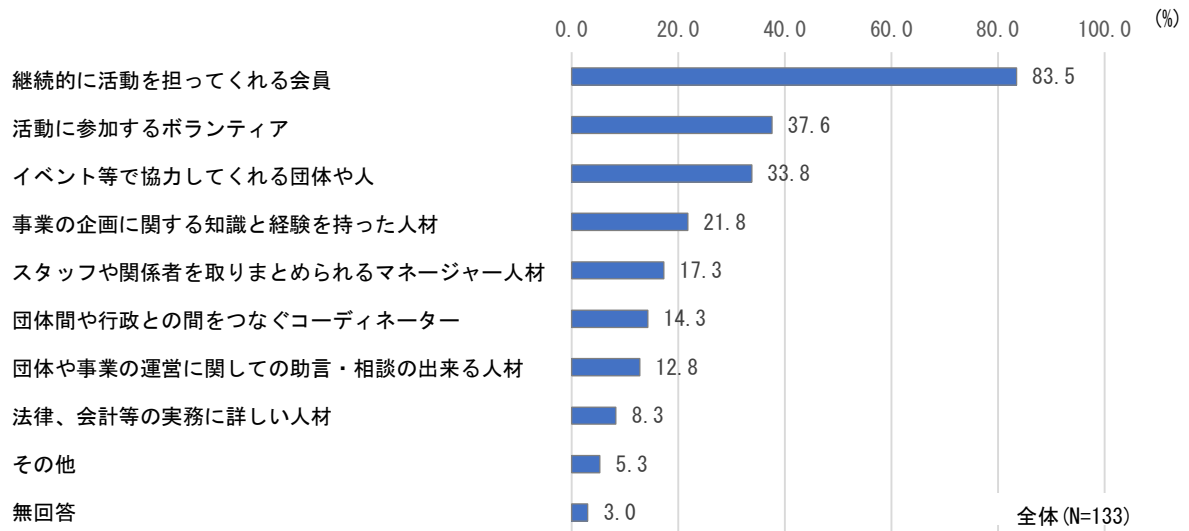


【図 16 市民活動団体の活動分野】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

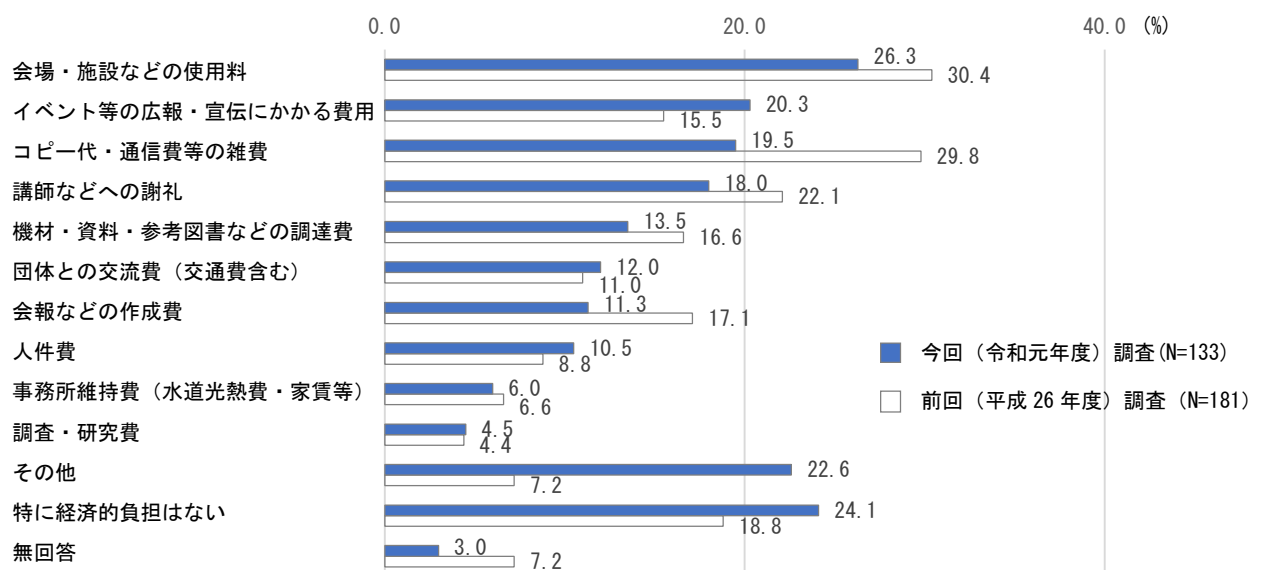
(3) 市民活動団体の存続年数は、「20 年以上」「10 年以上 20 年未満」の占める割合が高く、10 年以上存続している団体が約 7 割となっており、また、会員構成は高齢化率が高く 60 歳以上が 5 割以上となっています。

(4) 市民活動団体が必要としている人材としては「継続的に活動を担ってくれる会員」と回答した団体が 8 割を超え、活動していく上での課題としては「会員確保」「次期リーダーの育成」との回答が多くありました。(図 17 参照)



【図 17 市民活動団体が必要としている人材】

(5) 活動団体の経済的負担となっているのは「会場・施設などの利用料」「イベント等の広報・宣伝にかかる費用」「コピー代・通信費等の雑費」の項目の割合が多く、前回調査に比べて「コピー代・通信費等の雑費」の割合が減り、「イベント等の広報・宣伝にかかる費用」の割合が高くなっています。(図 18 参照)



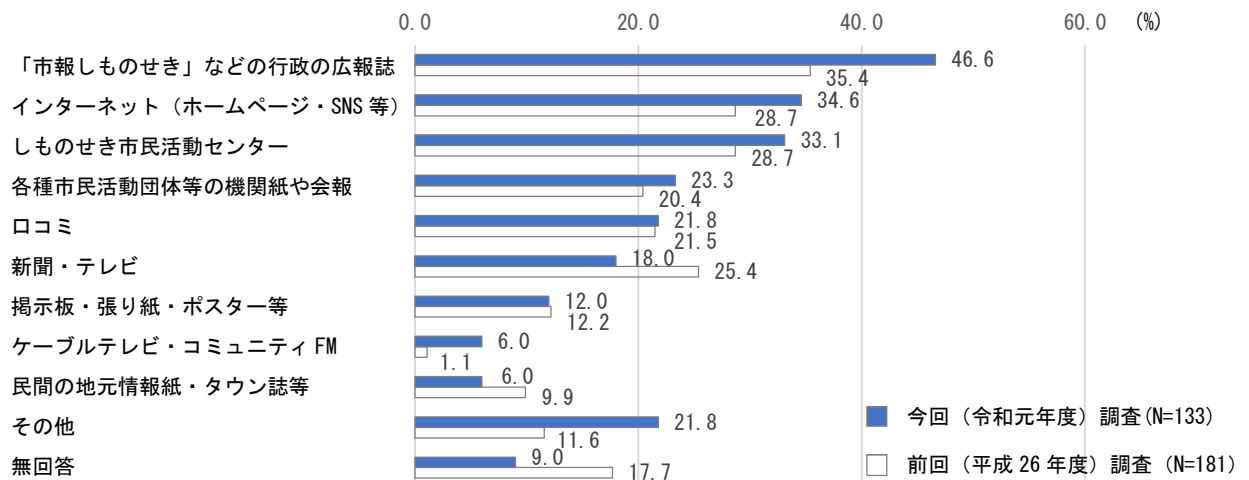
【図 18 市民活動団体における経済的な負担】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

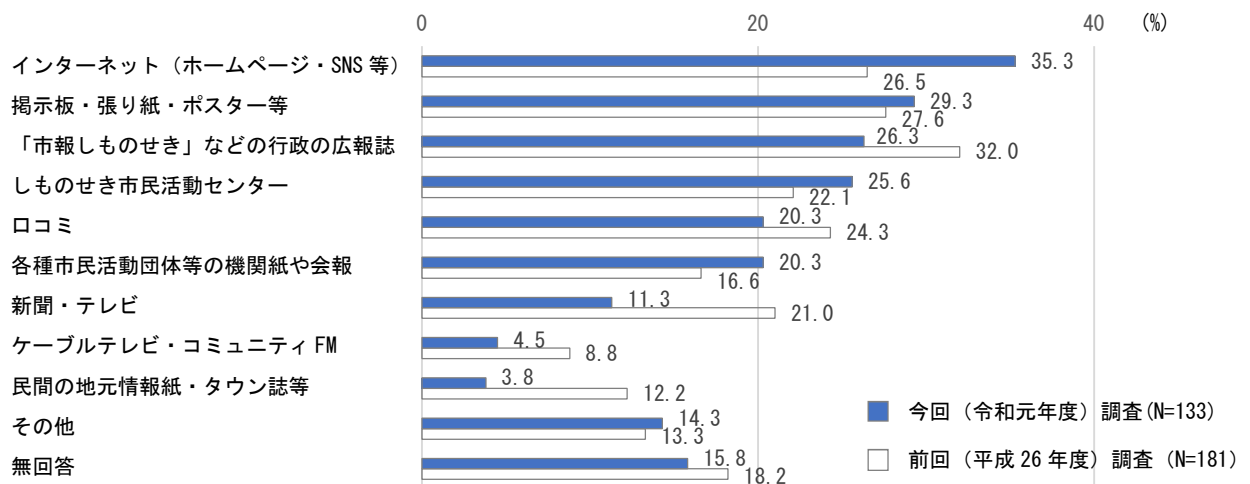
下関市市民協働参画に関する意識調査（平成26年度）

(6) 情報の入手の方法で一番多かったのは「市報しものせきなどの行政の広報誌」で、次いで「インターネット（ホームページ・SNS※¹³等）」「しものせき市民活動センター」との回答が多く、前回調査と比べて「市報しものせきなどの行政の広報誌」「インターネット（ホームページ・SNS等）」の割合が高くなっており、「新聞・テレビ」「民間の地元情報誌・タウン誌」の割合は低くなっておりました。（図 19 参照）

(7) 情報の提供方法で一番多かったのは「インターネット（ホームページ・SNS等）」で、次いで「掲示板・張り紙・ポスター等」の割合が高くなっており、前回調査と比べて「インターネット（ホームページ・SNS等）」の割合が高くなっており、「新聞・テレビ」「民間の地元情報誌・タウン誌」の割合は低くなっておりました。（図 20 参照）



【図 19 市民活動団体の情報の入手方法】



【図 20 市民活動団体の情報の提供方法】

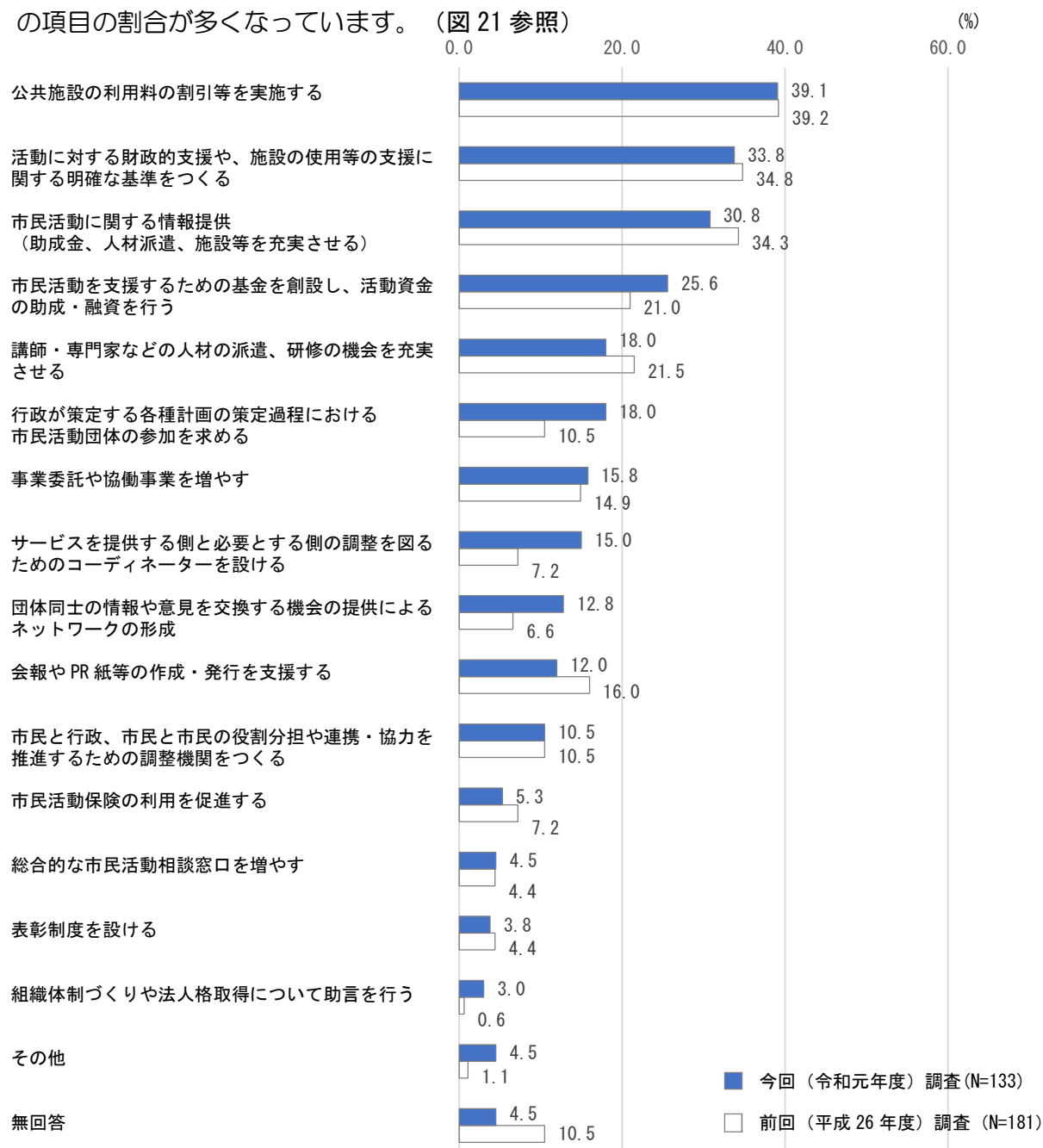
資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

下関市市民協働参画に関する意識調査（平成26年度）

※13 SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のサービスの総称。

(8) 市民活動団体が活動のためにさらに必要とする情報は「助成金等金銭的支援について」との回答が多かった一方、下関市市民活動支援補助金を活用する団体は減少傾向にあります。

(9) 市が今後市民活動団体に対して実施すべき施策については「公共施設の利用料の割引などを実施する」との回答が最も多く、次いで「活動に対する財政的支援や施設の使用等の支援に関する明確な基準をつくる」「市民活動に関する情報提供」との回答が多くあり、前回の調査と比べると「行政が策定する各種計画の策定過程において市民活動団体の参加を求める」「サービスを提供する側と必要とする側の調整を図るコーディネーターを設ける」「団体同士の情報や意見を交換する機会の提供によるネットワークの形成」の項目の割合が多くなっています。(図 21 参照)



【図 21 市民活動団体に対して必要な施策 (複数回答あり)】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査 (令和元年度)

下関市市民協働参画に関する意識調査 (平成26年度)

主要な課題

・活動を支える人材確保と育成

多くの活動団体は存続年数が長く、会員の高齢化が進み、今後市民活動団体が継続するために、活動に参加する人材を確保する支援が必要です。また、活動団体の中で、次期リーダーとなる人を育成するための研修や交流の場を提供していく必要があります。

・広く市民に情報を提供するための方法の検討

情報発信にあたっては媒体が変化していることが示されており、今後は活動団体の情報発信を支援するとともに、より多くの市民に情報を提供するための発信方法や多様な媒体の活用を検討する必要があります。

・サービスの送り手と受け手とのマッチング

市は活動団体に対して、金銭的な助成や計画策定過程における参画、サービスの送り手と受け手のマッチング等について、検討する必要があります。

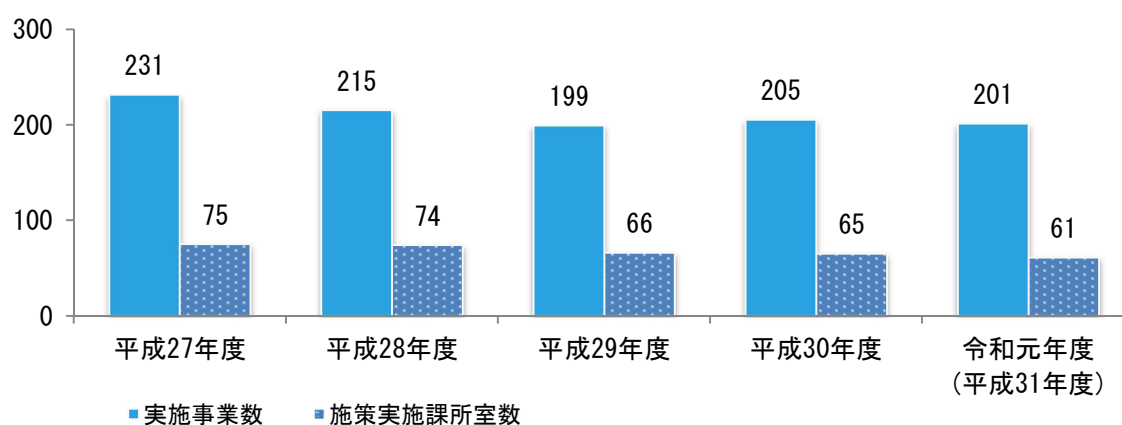
・他団体等との連携への支援と効率的な交流機会の創出

本市では、多くの市民活動団体や、地元地域（自治会等）がそれぞれ活動を行っています。今後、市民活動をより活発に行うためには、連携への支援ときっかけづくりが重要です。

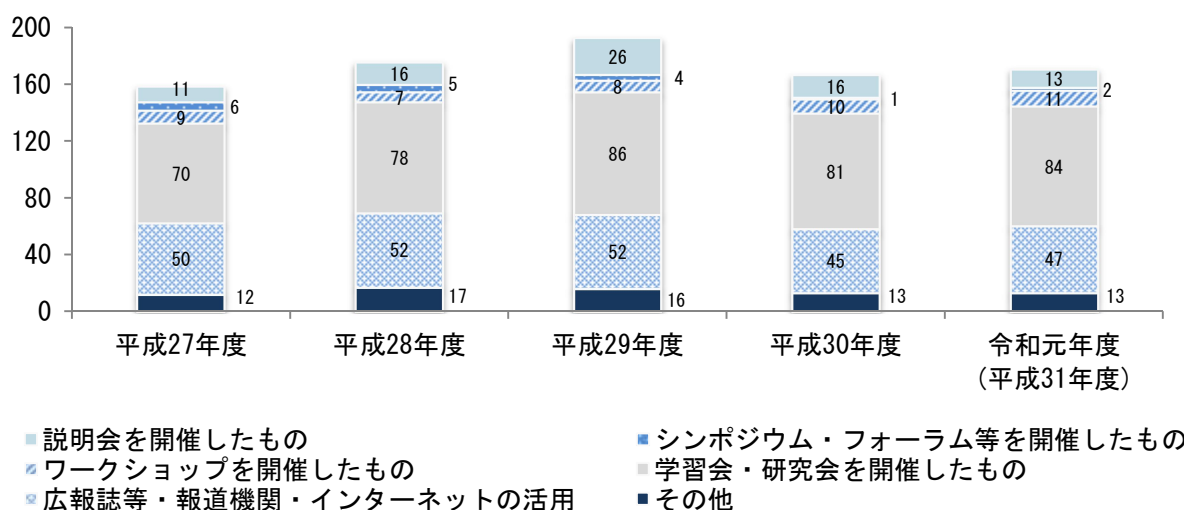
4 行政の現状と課題

現 状【施策状況】

- (1) 本市における市民協働参画に係る実施事業数及び施策実施課所室数は減少傾向にあります。(図 22 参照)
- (2) 情報の提供と共有を行った施策実施状況については、「学習会・研究会を開催」「広報誌等・報道機関・インターネットの活用」によるものが多く挙げられています。(図 23 参照)



【図 22 市民協働参画関連施策の実施状況】



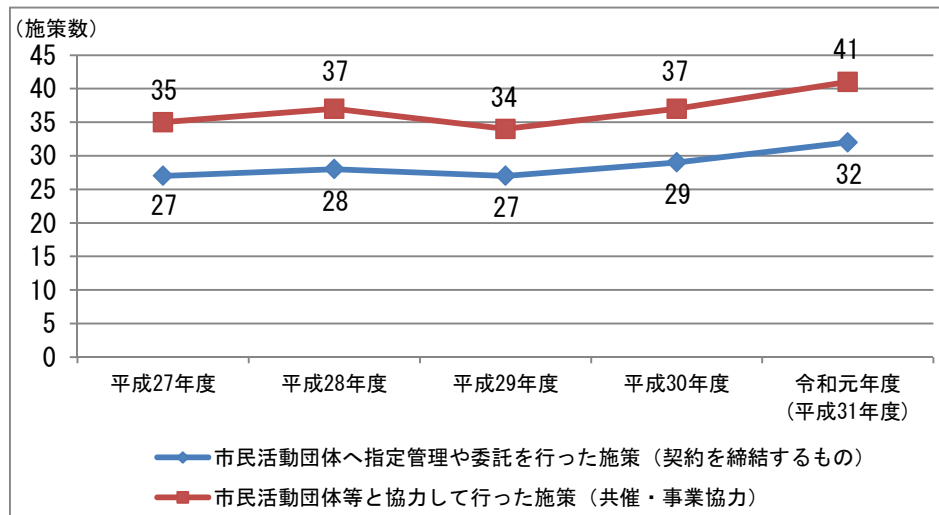
【図 23 情報提供と共有を行った施策実施状況】

資料：令和元年度（平成 31 年度）市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

- (3) 市民活動を促進するための環境整備として実施された施策について、「助成制度の実施」が最も多く、次に「活動の場の提供」が挙げられています。（表 4 参照）
- (4) 市民活動団体との協働した施策は横ばいで推移しています。（図 24 参照）

【表 4 市民活動促進のために実施した施策】

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成31年度)
情報の収集及び提供	8	8	13	10	11
活動の場の提供	31	30	22	25	27
ネットワーク化の促進	5	5	6	6	5
助成制度の実施	74	70	66	61	59
その他	6	6	6	6	5
合 計	124	119	113	108	107



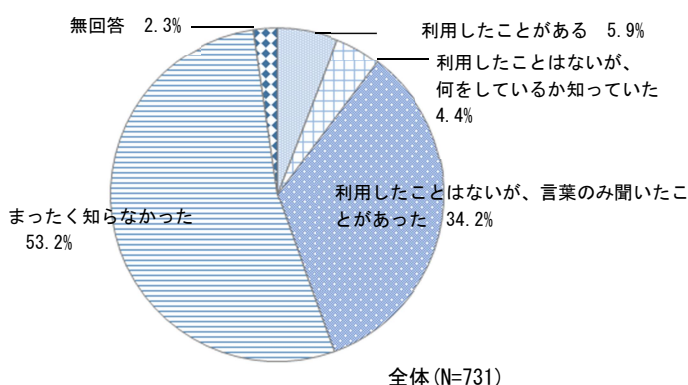
【図 24 市民活動団体と協働を行った施策】

資料：令和元年度（平成 31 年度）市民と行政・市民と市民のパートナーシップ年次報告

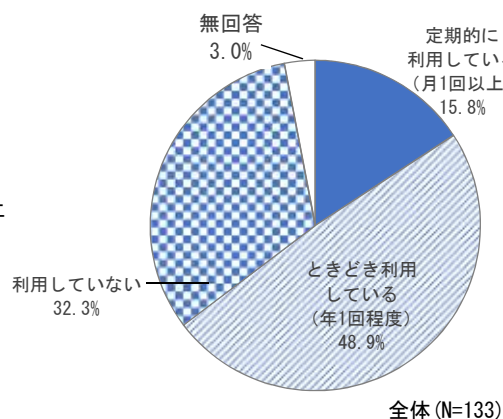
現 状【しものせき市民活動センター】

(1) 平成26年度調査時に比べ、市民のしものせき市民活動センターの利用及び認知度は高くなっており（しものせき市民活動センターを利用したことがあると答えた市民の割合 平成26年度 4.1%⇒令和元年度 5.9%）、利用者数も増加傾向にあります。（図 25 参照）

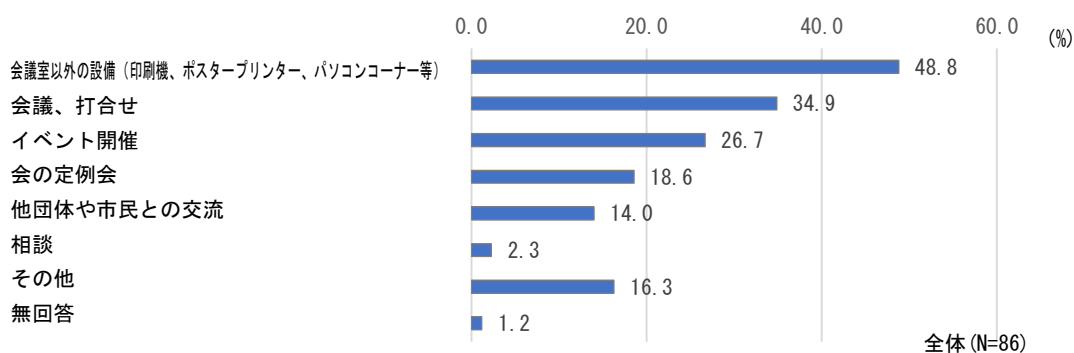
【図 25 しものせき市民活動センターの利用及び認知度（市民）】



【図 26 しものせき市民活動センターの利用状況（団体）】



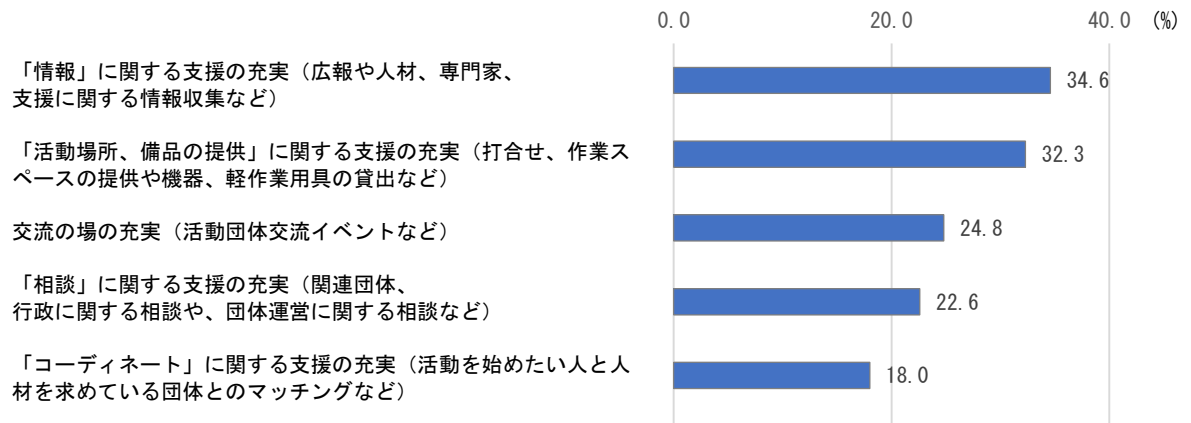
(2) 利用目的としては「会議室以外の利用（印刷機、ポスタープリンター、パソコンコーナー等）」（48.8%）が最も多く、次いで「会議、打合せ」（34.9%）、「イベント開催」（26.7%）が多くなっています。（図 27 参照）



【図 27 しものせき市民活動センターの利用目的（団体）】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

(3) しものせき市民活動センターへ期待することは「情報に関する支援の充実（広報や人材、専門家、支援に関する情報収集など）」との回答が最も多く、次いで「活動場所、備品の提供に関する支援の充実（打ち合わせ、作業スペースの提供や機器、軽作業用具の貸出など）」との回答が多くありました。（図 28 参照）



【図 28 今後しものせき市民活動センターへ期待すること（上位 5 位）】

資料：下関市市民協働参画に関する意識調査（令和元年度）

主要な課題

・市民協働に関する施策や事業の推進

本市の市民協働参画実施機関では、毎年さまざまな関連施策を実施してきました。しかし、実施事業数と施策実施課所室数ともに、減少し続けています。また、情報の提供と共有、市民活動促進に係る施策数においても横ばい又は減少傾向にあります。今後、市民活動団体と協働して事業等を進めるに当たって、より一層行政内部における市民協働に関する意識の向上、理解の促進を図ることが重要です。

・しものせき市民活動センターの活用

しものせき市民活動センターは平成 31 年 4 月より指定管理者制度に移行し、利用者数、登録団体数を目標値として掲げ、利用促進、認知度を高める取組を行ってきており、一定の結果が示されています。引き続き、利用促進、認知度を高める取り組みを進めるとともに、今後は中間支援拠点として、市民活動団体のサポートに係る機能強化を進めていくことが重要です。

第5章 計画の基本方針と施策

本市における市民協働を取り巻く現状や課題、「第2次下関市総合計画」の基本構想において定めているまちづくりの将来像の1つである「人のつながりを大切にし、地域の力が活躍するまち」を踏まえ、その実現に向けて市政の主人公である市民の視点で『であう つながる ひろがる あなたの協働参画』とスローガンを掲げ、市民協働参画及び市民活動を促進してまいります。

スローガン であう つながる ひろがる あなたの協働参画

- ・市民活動の内容や目的、やりがいや魅力について、広く市民に知って、理解してもらうことで、新たな市民活動への参加を促進します
- ・市民と市民活動団体とがマッチングできるような環境づくりに努めます
- ・市民活動団体と市民活動を取り巻く環境がより発展するよう、人材育成や団体間の交流、活動支援の制度等について検討を進めます

このスローガンの実現に向けて3つの基本方針を定め、施策の展開方向に沿った施策を設定します。

施策ごとに取り組む事業については、市民・市民活動団体、行政、しものせき市民活動センターで区分し、その役割を明確にします。

また、各施策の実施にあたっては目標・目的を意識し、効果的なものになるよう検討します。

基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

基本方針2 市民活動を展開する環境づくり

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

基本方針１ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進

【施策の展開方向】

○市民活動を促進する情報の収集及び提供

- 行政としものせき市民活動センターとが連携し、幅広く市民に市民活動について知ってもらうための取り組みを進めます。
- 市民協働することで施策に与える影響、結果などをわかりやすい形で情報発信することで、市民協働への理解を深め、意識を高めます。

【具体的な施策】

（１）情報収集と提供

多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信

- ・より多くの市民が幅広く市民活動に参加できるためには、適切に情報を伝えることが必要です。年代やライフスタイルにより、情報を収集する媒体は異なることから、市報「しものせき」、SNS、しものせき市民活動センター発行「ふくふくサポートだより」、下関市ホームページ、コミュニティFM、多様な媒体による情報発信について検討します。
- ・新たな情報発信ツールとしてスマートフォンを多く使う世代を主なターゲットとした総合情報発信アプリケーションを有効に活用します。

情報の提供と共有

- ・市民活動や市政に関する情報は、説明会やシンポジウム、学習会等の開催や広報誌、インターネット等を通じて提供し、市民・市民活動団体・行政・しものせき市民活動センターで共有します。
- ・市民が求める市民活動の情報を把握し、活動内容や活動への参加方法等、さまざまな分野ごとにその内容を広く発信提供します。

市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有

- ・やまぐち県民活動支援センターや他市の市民活動支援センター及び下関市社会福祉協議会（福祉ボランティア）等からの情報を収集し、共有します。

市民活動に関するニーズの把握

- ・市民活動や市民協働参画に関する市民及び市民活動団体の意識やニーズを把握するための調査を行い、結果を公表します。

（２）市民協働に係る啓発

市民協働への理解促進

- ・市民参画に関する情報や、実施する施策、その結果を公表し、市民参画の効果の理解を促します。
- ・市民活動団体の活動事例や成果を広く公開し、理解を深めます。

出前講座、セミナー等の学習機会の提供

- ・市民活動への理解やきっかけづくりとなる出前講座や、セミナー、研究会といった学習機会を提供し、新規参入を促進します。

若者、就労者等の協働への理解促進

- ・教育機関や事業者に対して情報提供を行い、若い世代の市民協働参画に関する意識の向上を図ります。

【基本方針１ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における役割区分】

事業	市民	市民活動団体	行政・ しものせき市民活動センター
多様な広報媒体を活用した市民活動情報の発信	○	○	○
情報の提供と共有	○	○	○
市民活動支援機関等との連携、情報の収集・共有		○	○
市民活動に関するニーズの把握	○	○	○
市民協働への理解促進	○	○	○
出前講座、セミナー等の学習機会の提供	○	○	○
若者、就労者等の協働への理解促進	○	○	○

【基本方針１ 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進における成果指標】

成果指標	現状値 令和２年	目標値 令和７年
市民活動の経験	参加したことがある 40.1%	参加したことがある 45%
市政参画の経験	参画したことがある 13.8%	参画したことがある 15%

基本方針２ 市民活動を展開する環境づくり

【施策の展開方向】

○市民活動の場の提供

→多くの市民が幅広い市民活動に参加できる機会や、市民の抱える様々な問題に対応する市民活動団体と出会える仕組みづくり等について検討を行います。

○市民活動を側面的に支援する助成制度の実施

→市民活動団体のニーズに合致した、活動をしやすい環境づくりに資する支援を行うべく、既存の助成制度の見直しや新たな助成制度について検討を行います。

【具体的な施策】

(１) 参加・交流機会の創出

市民活動情報を活用した交流機会の創出

- ・市民・市民活動団体・行政・他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を活用し、交流の機会を創出します。

多様な参加機会の創出

- ・直接市民活動に参加することの困難な市民でも、SNSによる意見徴収やリモート式の説明会、シンポジウムの開催、寄付等により間接的に参加できる機会について検討します。

様々な機関との連携による活動支援

- ・教育機関、医療・福祉機関、民間企業等、様々な機関への情報提供及び定期的な情報交換を行うとともに、市民活動や市民参画に関する学習機会を提供し、市民活動への参加支援を行います。

市民と市民活動団体とをつなぐ仕組みづくり

- ・助けを必要としている市民とそれに応じることのできる市民活動団体とをマッチングさせる仕組みづくりを検討します。
- ・参加意欲のある市民が興味のある分野や活動を見つけ、市民活動に参加できるよう、しものせき市民活動センターを通じて市民活動団体とのつながりをコーディネートする機能を充実させます。
- ・ボランティアに関する情報を集約し一元的に管理する仕組みについて検討します。

(2) 活動を発展させる支援

市民活動団体の現状把握

- ・しものせき市民活動センターの登録内容や、内閣府が公表しているNPO法人情報等を活用し、個々の団体の組織体制や活動状況、抱える課題等を把握し、よりよい活動の展開や課題解決のヒントとなる研修、イベント、意見交換会の実施について検討します。

マネジメント・リーダー能力養成支援の充実

- ・市民活動を継続していくための、次期リーダーとなる人を育成するための研修や交流の場を提供します。

相談体制の整備

- ・新たな団体の設立や、市民活動団体の運営に関わる課題や問題点について相談体制を整備します。

市民活動保険の実施

- ・引き続き市民活動保険を運用し、実態に即した保険制度の運営と広報を行います。

市民活動助成制度の活用

- ・市民活動団体が必要とする財政的支援を把握し、市の助成制度の運用について検討します。
- ・各種助成金情報を集約、整理し、各市民活動団体が自らの団体に適した制度が活用できるよう支援します。

【基本方針２ 市民活動を展開する環境づくりにおける役割区分】

事業	市民	市民活動団体	行政・ しものせき市民活動センター
市民活動情報を活用した交流機会の創出	○	○	○
多様な参加機会の創出	○	○	○
様々な機関との連携による活動支援		○	○
市民と市民活動団体とをつなぐ仕組みづくり		○	○
市民活動団体の現状把握			○
マネジメント・リーダー能力養成支援の充実		○	○
相談体制の整備		○	○
市民活動保険の実施			○
市民活動助成制度の活用			○

【基本方針２ 市民活動を展開する環境づくりにおける成果指標】

成果指標	現状値 令和２年	目標値 令和７年
しものせき市民活動センターにおけるボランティア登録件数	１６件	５０件
市民活動を促進するために実施した施策数	１０７施策	１０７施策 (現状維持)

基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展

【施策の展開方向】

○市民活動のネットワーク化の促進

- 市民と市民活動団体、市民活動団体同士がつながり、双方向の意見交換や、相互支援を行うことで、より発展的なパートナーシップの確立を目指します。
- 行政内部における各部局の事業実施にあたり、市民協働の推進に資する取組を検討します。

【具体的な施策】

(1) 中間支援機能の充実

中間支援機能の強化

- ・しものせき市民活動センターを主体として、市民活動団体の活動がより活発に行える環境づくりに努めます。
- ・中間支援団体を対象とした講座や研修会等を通じて、各種団体がやりたいことを実現するための各種手続きや手法について指導・助言できる体制を整えます。

市民活動団体同士の交流機会の創出

- ・しものせき市民活動センターでは登録団体の交流イベントや研修会等を開催しており、引き続きその取り組みを進めるとともに、相互の活動の補完、ノウハウや意見、情報交換等を目的に、同様の活動を行っている市民活動団体の意見交換会を開催する等、効果的な交流機会の創出に努めます。

地域コミュニティや事業者等との連携促進

- ・自治会やまちづくり協議会といったの地域コミュニティが持つ地域住民とのつながりや、事業者がもつ活動へのノウハウや情報、経験を活かし、より効果的な市民活動が実施できるように、自治会等の地域コミュニティや事業者等が市民活動団体と交流する場を提供し、両者の理解を促進します。
- ・事業者に対して積極的に呼びかけを行い、しものせき市民活動センターが主体となって、市民活動団体との共同イベントの開催や、活動の実施について検討します。

(2) 情報共有・意見交換の仕組み作り

情報共有のためのネットワークの構築

- ・しものせき市民活動センターを情報の収集や共有の拠点場所として活用し、市民、市民活動団体、行政、他の市民活動支援機関等から寄せられた情報を集約し、必要とする団体へ提供できる効果的な情報提供のネットワークを構築します。

意見交換の仕組み作り

- ・専門的な分野を含む様々な施策について市民と行政とが共に学び、意見交換する仕組み作りについて検討し、市民協働を促します。

(3) 行政内の市民協働に対する理解・意識向上

行政内の人材育成

- ・市職員一人ひとりが、行政という立場ではなく地域住民のひとりとして、自身が拠点とする地域をより良いものにするという意識を醸成し、市民活動に参加することを目指した取組を進めます。

【基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展における役割区分】

事業	市民	市民活動団体	行政・ しものせき市民活動センター
中間支援機能の強化			○
市民活動団体同士の交流機会の創出		○	○
地域コミュニティや事業者との連携促進		○	○
情報共有のためのネットワークの構築			○
行政内の人材育成			○

【基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展における成果指標】

成果指標	現状値 令和2年	目標値 令和7年
しものせき市民活動センターでの学習の機会・交流の場への満足度	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 23.3%	学習の機会・交流の場 どちらにも満足している 30.0%

第6章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内における推進体制

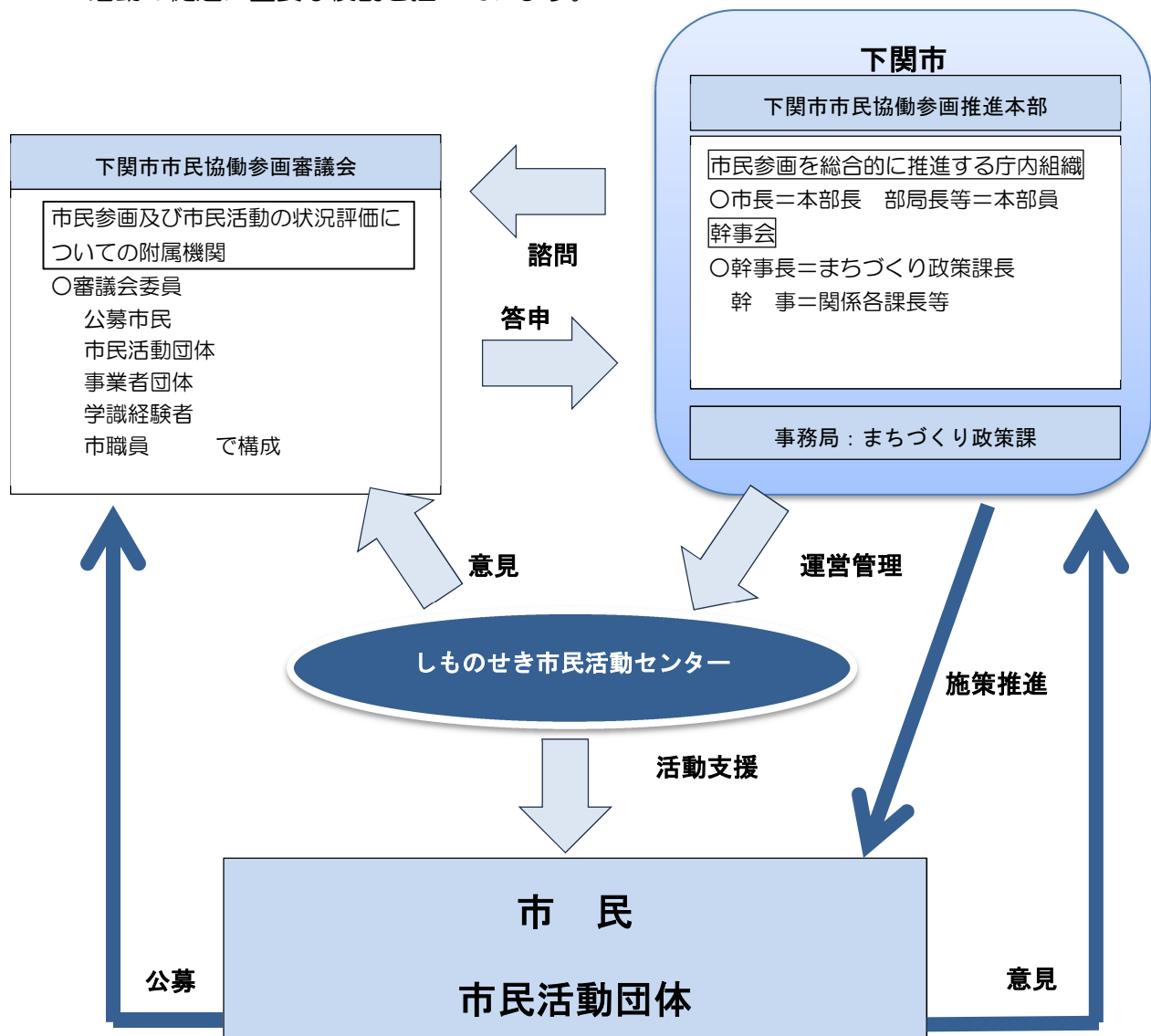
市長を本部長とする「下関市市民協働参画推進本部」において、本基本計画に基づく市民活動促進諸施策について検討・調整を行い、全庁的体制にて計画の推進を図ります。

(2) 下関市市民協働参画審議会

下関市市民協働参画条例の規定に基づき、本基本計画の進捗状況も含め、市民活動の状況評価について審議し、施策についての意見提言を行います。

(3) しものせき市民活動センター

市民活動の拠点施設として、市民と行政、市民と市民活動団体とをつなぎ、地域社会の課題の解決に取り組む市民活動の支援を行っています。本基本計画においては、市民活動の促進に重要な役割を担っています。



2 進捗状況管理・評価・公表

(1) 進捗状況管理

本計画で示す施策の進捗状況は、下関市市民協働参画条例第16条に定める年次報告において、その状況を調査し把握します。

(2) 評価

下関市市民協働参画審議会において、市民参画及び市民活動の状況とともに評価を行います。

(3) 公表

市民参画及び市民活動の状況と併せて、市議会の所管委員会に報告するとともにこれを公表します。公表の方法は、下関市市民協働参画条例施行規則第3条に掲げる方法により行います。

第4次下関市市民活動促進基本計画【策定展開図】（案）

第1章 計画策定の背景と趣旨		第2章 計画の基本的な考え方	第3章 第3次計画の取組と評価		
計画の背景	計画の趣旨	計画の基本姿勢	市民協働への理解促進	市民活動を支える環境づくり	協働に向けたネットワーク構築
○地方において地域性や実状に応じた行政の展開が求められる ○家族形態・ライフスタイルの多様化による市民ニーズの複雑化→画一的な行政サービスでは対応できない	○下関市市民活動促進基本計画の終了 ○第2次総合計画後期基本計画（令和元年）、住民自治によるまちづくり推進計画（令和元年）の策定 ○少子・高齢化・地域のつながりの希薄化等の社会環境の変化、社会情勢の変化等への対応 ○複雑化する市民ニーズへの対応	①市民及び市民活動団体の自主性・主体性を尊重した、市民活動の促進や環境づくりのために市が策定する計画 ②市民と市民のパートナーシップの発展に向けた計画 ③市民意見を踏まえた計画	○認知度⇒達成 ○参画経験⇒未達成 ○登録団体数⇒未達成	○協働した施策数⇒達成 ○しものせき市民活動センターの利用・認知度⇒未達成 ○市民活動参加経験⇒達成 ○市民活動センター利用者数⇒達成	○ネットワーク化の促進 施策数⇒未達成 ○中間支援団体数⇒未達成
第4章 市民活動の現状と課題			第5章 計画の基本方針と施策		
市民の現状		主な課題	基本方針1 幅広い市民活動への参加と協働への理解促進		
○市民協働参画の認知度はあがっているが、理解されていない。 ○参画できない理由として「方法、募集を知らない」、「時間的余裕がない」ことがあげられる ○参加したことがある市民活動の分野としては、自治会や子どもの健全育成に係る市民活動が多い ○市民活動に参加できない理由としては「きっかけ、時間がない」、「活動内容がわからない」 ○どのような市民活動団体がいて、どのような活動をしているかわからない ○協働の意味や効果がわからない一方、今後さらに充実していくことを望んでいる		市民協働の意味や効果について理解を深める	★市民活動を促進する情報の収集及び提供 情報収集と提供 市民協働に係る啓発		
		市民活動に参加しやすい環境づくり			
		市民活動団体の周知、理解			
市民活動の現状		主な課題	基本方針2 市民活動を展開する環境づくり		
○構成員の高齢化を課題として、人材（継続的に活動してくれる会員、リーダー）の確保を望んでいる ○情報発信、入手方法はインターネット、市報等行政広報誌が多く、新聞・テレビ、地元情報誌は低かった ○助成金等の金銭的支援に関する情報を求めている ○市に対しては、行政の各種計画策定過程における参加、サービス提供する側と必要とする側の調整、他団体との連携支援を望んでいる		活動を支える人材確保と育成	★市民活動の場の提供 ★市民活動を側面的に支援する助成制度の実施 参加・交流機会の創出 活動を発展させる支援		
		広く市民に情報を提供するための方法の検討			
		サービスの送り手と受け手とのマッチング			
		他団体等との連携への支援と効率的な交流機会の創出			
行政の現状		主な課題	基本方針3 市民と市民のパートナーシップの発展		
○市民協働参画関連施策・事業の実施が減少している ○前回調査と比べてしものせき市民活動センターの認知度は高くなっており、利用者数は増加している ○市民活動センターに対しては情報に関する支援、活動場所・備品の提供に関する支援、交流の場の創出等を望んでいる		市民協働に関する施策や事業の推進	★市民活動のネットワーク化の促進 中間支援機能の充実 情報共有・意見交換の仕組み作り 行政内の市民協働に対する理解・意識向上		
		しものせき市民活動センターの機能強化			
であうつながるひろがるあなたの協働参画					